

## 農地中間管理事業における

## 平成29年度山形県機構集積協力金交付基準の概要

- 平成28年度から、政府から県に配分される機構集積協力金が「機構を活用し担い手へ新たに集積される農地面積を増やすこと」に重点化され、事業範囲が「新規集積農地面積【※1】のみ」と変更されたところです。
- 山形県では、一層の農地集積・集約化を推進する観点から、「新規集積農地面積」以外で機構に貸付けられ、転貸された農地についても以下の範囲において交付します。

以下に示す単価は目安額であり、政府からの配分額及び事業量により交付単価を変更する場合があります。

## 個々の農家への支援内容

機構に自作地を全て貸し付けることにより

- 経営転換する農業者●リタイアする農業者
- 農地の相続人で農業経営を行わない方

## ①経営転換協力金【※2】

新規集積農地面積 2. 5万円/10a

それ以外 2. 3万円/10a

(1戸あたり上限額 70万円/戸)

機構の借受け農地に隣接する農地、2筆以上の農地

- 自ら耕作する農地を機構に貸付けた所有者
- 所有者が農地を機構に貸付けた場合は耕作者

## ②耕作者集積協力金【※2】

新規集積農地面積 1. 0万円/10a

それ以外 0. 8万円/10a

- いずれも、交付対象農地を10年以上機構に貸付け、かつ農地が機構から受け手に貸し付けられることが交付要件です。
- 同年度に①と②の両方を申請することはできません。

【※1】新規集積農地面積とは、機構への貸付前1年間に、担い手【※3】以外の農業者が耕作していた農地を、担い手に貸し出した農地面積です。

【※2】政府からの交付額によっては、交付単価を減額調整する場合があります。

【※3】担い手とは、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農経営のことです。

## 地域に対する支援内容【※4】

「人・農地プラン」など地域の話し合いにより、地域の一定割合以上の農地を機構に貸し付けた場合、地域に交付されます。交付金の用途は地域の話し合いで決めることができます。

(交付には地域の農地集積・集約化の話し合いが必要です。)

## ③地域集積協力金【※5】

機構への貸付割合	2割超5割以下	5割超8割以下	8割超
交付額	0. 3万円/10a	0. 6万円/10a	0. 9万円/10a

【※4】「地域」とは、農業集落や学校区、人農地プランの作成など実質上の話し合いの単位となった区域の外縁が明確な同一市町村内の区域です。

【※5】政府からの交付額によっては、交付単価の調整等を行う場合があります。

### 農地中間管理事業とはなんですか

県指定の農地中間管理機構が農地を借り入れ、地域の中心となる担い手や、規模拡大を目指す担い手に農地をお貸しする事業です。

### 何のために行うのでしょうか

- ・耕作が出来なくなった農地所有者（出し手）の安心のため
- ・担い手（受け手）がこれからも農業で生きていくため
- ・地域農業の発展のため
- ・遊休農地をなくし、日本の食料自給率を上げるため

### 機構を活用するメリットはなんですか

#### 【出し手】

- ※1
- ① 所有農地を全て貸付けた場合、固定資産税が期間中 1/2 に軽減されます。
    - ・ 10 年以上 15 年未満の期間で貸し付けた場合には、3 年間
    - ・ 15 年以上の期間で貸し付けた場合には、5 年間
  - ② 借受者（受け手）からの賃借料は、機構より口座入金されます。
  - ③ 借受期間（10 年以上）満了時には農地が確実に返還されます。

#### 【受け手】

- ① 規模拡大による売上増や、農地の集約化によりコストダウンを図れます。
- ② 借入農地の所有者が複数でも、契約や支払いは機構と行うだけです。

※1：平成29年度に機構に貸付けた場合は、平成30年度に納付する固定資産税より適用されます。

### 機構集積協力金とはなんですか

機構に対して、農地を貸付け、集積にご協力いただいた方（出し手）に市町村から交付するものです。

すでに地域の担い手へ集積済みの農地については、新に組織を立ち上げ、担い手となる場合や、担い手の方がリタイアする場合は新規集積農地面積「以外」として交付します。